

各都道府県介護保険担当課（室）  
各市町村介護保険担当課（室）  
各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

## 介護保険最新情報

### 今回の内容

新型コロナウイルス感染症に対応する介護施設等の  
職員のためのサポートガイド等について

計3枚（本紙を除く）

Vol.950

令和3年3月24日

厚生労働省老健局

高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう  
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 3971、3979、3948）  
FAX：03-3595-4010

老高発 0324 第 2 号  
老認発 0324 第 2 号  
老老発 0324 第 2 号  
令和 3 年 3 月 24 日

都道府県  
各 指定都市 介護保険主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課長  
（ 公 印 省 略 ）  
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長  
（ 公 印 省 略 ）  
厚生労働省老健局老人保健課長  
（ 公 印 省 略 ）

新型コロナウイルス感染症に対応する介護施設等の職員のための  
サポートガイド等について

新型コロナウイルス感染症の蔓延が懸念されている状況下においては、介護施設等の職員は、自身が感染するおそれや、自身が媒介となり利用者や家族が感染するおそれを常に意識しながら業務を行っている。また、感染事例が発生した場合等には、平時とは違う心身の負荷がかかり、感染のリスクが高い者として社会的な偏見・差別を受ける可能性がある。

このため、平時からの感染対策や感染事例が発生した場合等において介護施設等の職員に生じる心身の負荷に対する支援を行うことを目的として、新型コロナウイルス感染症に対応する介護施設等の職員のためのサポートガイドをとりまとめ、厚生労働省のホームページに掲載したので、御了知の上、管内各市町村及び関係団体等に周知されたい。

なお、サポートガイドの概要版として、メンタルヘルスの不調の内容や管理者・職員自身ができるケアについて簡潔に記載したリーフレットを別添のとおり作成しており、周知にあたっては本リーフレットも活用されたい。

【掲載場所】（介護施設等の職員のためのサポートガイドなど）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/taisakumatome\\_13635.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html)

## ① 目的

介護サービスは、要介護者、家族等の生活を支える上で欠かせないものであり、新型コロナウイルス蔓延下、緊急事態宣言下等であっても、適切な感染防止対策を行った上でのサービス継続が求められる。また特に介護職員は、基礎教育過程において感染予防のための標準予防策を必ずしも学習しておらず、感染対策に関する不安や疑問を抱えて業務にあたっており、その他の職員も含め、精神的にも多大な負荷を負っている。本事業では、介護現場における感染症対応力を底上げしつつ、継続的なサービス提供が可能となるよう、事業者や介護従事者への各種支援を行う。

## ② 事業内容

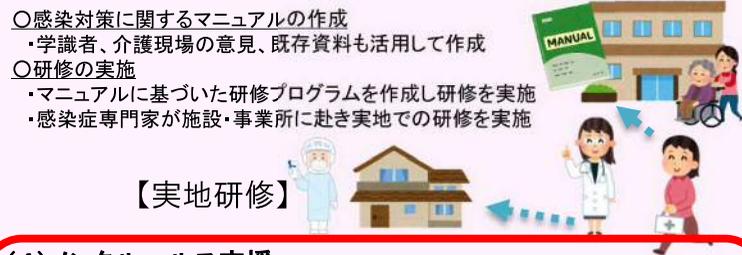
- (1) 介護事業所の感染防止対策のための相談・支援事業（民間事業者に対する補助金10/10）
- (2) 介護施設及び介護事業所における感染症対策力向上事業（民間事業者に対する委託費）
- (3) 介護サービスの類型に応じた業務継続計画(BCP)作成支援事業（民間事業者に対する委託費）
- (4) **新型コロナウイルス感染症に対応する介護施設等の職員のためのサポートガイドの作成・こころの相談事業**  
（相談事業：民間事業者に対する補助金10/10、それ以外：民間事業者に対する委託費）

## ③ 事業イメージ

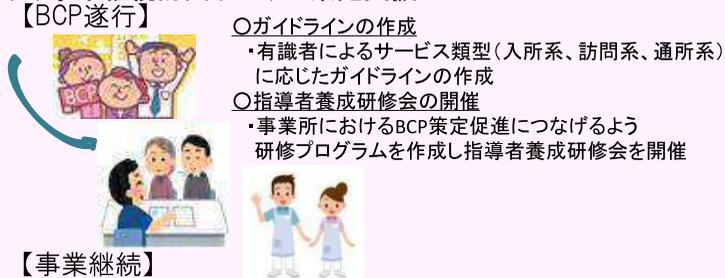
### (1) 現場で感じた疑問等を随時相談できる窓口の設置



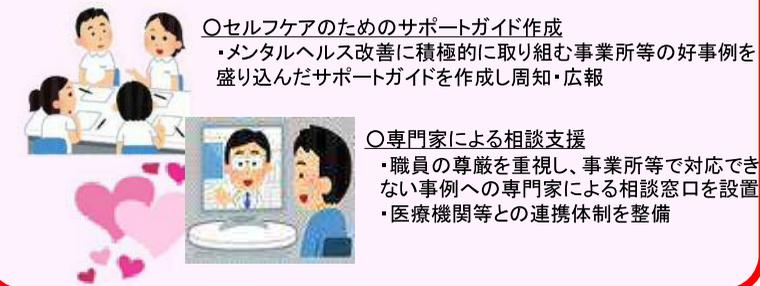
### (2) 感染対策のマニュアルの提供と専門家による研修等



### (3) 事業継続計画(BCP)の策定支援



### (4) メンタルヘルス支援



# 新型コロナウイルス感染症に対応する介護施設等の職員のためのサポートガイドについて

- 新型コロナウイルス感染症の蔓延が懸念されている状況下においては、介護施設等の職員は自身が感染するおそれや、自身が媒介となり利用者や家族が感染するおそれを常に意識しながら業務を行っている。また、感染事例が発生した場合等には、平時とは違う心身の負荷がかかり、感染のリスクが高い者として社会的な偏見・差別を受ける可能性がある。
- 平時からの感染対策や感染事例が発生した場合等において介護施設等の職員に生じる心身の負荷に対する支援を行うことを目的として、新型コロナウイルス感染症に対応する介護施設等の職員のためのサポートガイドを作成。

掲載場所：[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/taisakumatome\\_13635.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html)

(令和3年3月24日作成。必要に応じ更新予定。)

## 新型コロナウイルス感染症に対応する介護施設等の職員のためのサポートガイド

### ❖ ポイント

- ✓ 介護施設・事業所におけるメンタルヘルスに関する基礎知識から新型コロナウイルス感染症下での対応など、メンタルヘルスカケアを推進する上でのポイントをサポートガイドとして整理。
- ✓ 新型コロナウイルス感染症下での介護施設・事業所の職員が持っている不安やストレスの状況やその対応事例、またそれに関するアンケート調査結果を掲載。

### ❖ 主な内容

- ・メンタルヘルスの不調
- ・メンタルヘルスカケアの進め方
- ・メンタルヘルスカケアを推進するにあたっての留意事項
- ・新型コロナウイルス感染症下でのメンタルヘルス対応
- ・メンタルヘルスに関する法律
- ・メンタルヘルスの対応事例

### リーフレット

- ✓ サポートガイドの概要版として、メンタルヘルスの不調や管理者、職員自身ができるケアについて簡潔に掲載

## 新型コロナウイルス感染症に対応する 介護施設等の職員のための サポートガイド

(第1版)



厚生労働省 令和3年3月

新型コロナウイルス感染症に対応する

### 介護施設・事業所の 職員の方を 支援するために

介護の現場で活動するために、そこで働く職員一人一人が、ご自身の心身を守るだけでなく、大切なメンタルヘルスに気を配ることが大切です。メンタルヘルスケアを推進する上で、事業所が取り組むべき支援策を、職員の方のメンタルヘルスに役立てられることにより、職員やサービス利用者の健康増進や、職場の安全、業務上の課題の解消に役立ちます。職場内のメンタルヘルス支援に役立つメンタルヘルスケアの推進策を、職場のメンタルヘルス支援の推進や今後のメンタルヘルスケアの推進に役立ちます。新型コロナウイルス感染症という新たな脅威が現れつつある中、「管理者が職員の心身の健康を守る」という姿勢の重要性が叫びます。また、その姿勢を現場に伝えることが職員の方のメンタルヘルスの支援につながることを、本リーフレットを通じて、職員のメンタルヘルスの支援に役立ちます。

